

事業者報告書制度の点検結果 (事業者報告書制度の状況及び今後の方向性について)

しまつのこころ条例に基づく事業者報告書制度について、第2回部会で「2R取組等事業者報告書制度」(以下「2R制度」という。)の状況を、第3回部会で「事業用大規模建築物減量計画書制度」(以下「大規模制度」という。)及び「特定食品関連事業者減量計画書制度」(以下「特定食品制度」という。)の状況を点検した。

これまでの点検結果に加え、今回新たに3制度の相違点や対象事業所の範囲等について整理し、取りまとめた主な成果と課題を踏まえ、今後の方向性を示した。

1 事業者報告書制度の経過

京都市内で多数の事業者が多種多様な事業活動を行う中、時代の要請や都市特性を踏まえ、対策を講じてきた。

○ 平成 6 年 4 月 大規模制度の施行

⇒ 全ての業種の大規模な事業所に対して、広くごみ減量と分別・リサイクルに関する意識付けを行い、事業所における取組を促進

※ 平成 19 年度 4 月に、対象を延床面積 3,000 m²以上から 1,000 m²以上に拡大

○ 平成 23 年 4 月 特定食品制度の施行

⇒ 事業系廃棄物の排出量が相当程度多い食品関連事業者に対して、生ごみをはじめとするごみ減量と分別・リサイクルに関する意識付けを行い、取組を促進。大規模制度の対象外となる小規模店舗を多数有するチェーンストアも対象とすることで、ごみ量半減に向け、大消費地、観光都市として対策を強化

○ 平成 27 年 10 月 2R 制度の施行（初回の報告書提出は平成 28 年度）

⇒ 条例において小売業や飲食業等に対する、ごみ減量や分別・リサイクルに係わる義務規定を定めるとともに、それらの実施状況について、事業所内での取組に留まらず、消費者に係わる取組も含めて細かな報告を求めることで、ごみ量半減の達成に向けた取組を強化

<事業者報告書制度対象の考え方の確認・整理>

ごみ発生量が多い事業者に対して、ごみ減量及び分別・リサイクルの取組実施を求める制度であり、大規模制度と特定食品制度で、業者収集ごみの 6 割程度をカバーしている。

制度対象の原則的な考え方は以下のとおり。

制度対象の原則的な考え方

- ① 延床面積が大きいほど、ごみ量が多く、優先的な対策が必要
- ② 大規模施設や複合施設は、施設所有者（当該施設での事業に伴い発生する廃棄物の管理責任者）を対象とすることが効果的
- ③ 小売業や飲食業はチェーンストアが多く、複数事業所での画一的な事業に伴う廃棄物を、統括的に管理できる責任者（本社やエリアマネージャーなど）を対象とすることが効果的
- ④ 消費に関連する 2R や分別・リサイクルの促進のためには、市民生活に身近な小売業、飲食業を対象に具体的な対策を示すことが効果的

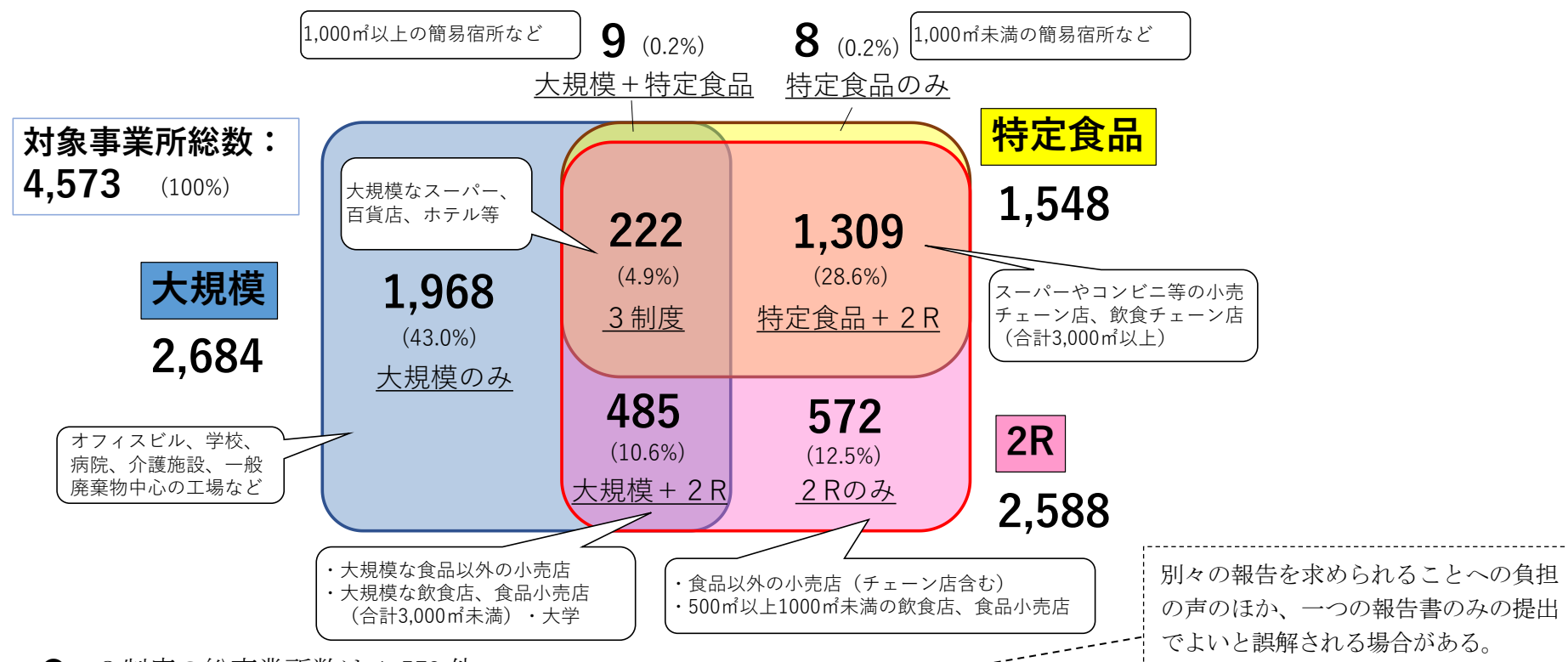
2 3つの事業者報告書制度の制度間の違い

	大規模制度	特定食品制度	2 R 制度
①報告対象者	建築物の所有者 (①, ②)	事業者 (①, ③)	事業者 (①, ③, ④)
②対象要件／業種限定	● 事業の用に供する延床面積 1,000 m ² 以上の建築物 (業種限定なし)	● 事業所の延床面積合計が 3,000 m ² 以上の事業者 (食品小売業、飲食業、宿泊業)	● 事業所の延床面積合計が 3,000 m ² 以上の事業者 (小売業、飲食業、宿泊業、大学) ● 延床面積 500 m ² 以上の事業所 (ホテルは 1,000 m ² 以上)
③提出時期	毎年 5 月末	毎年 6 月末	
④主な報告内容			
ア 建築物情報	○	△ (延床面積合計のみ)	△ (延床面積合計のみ)
イ 事業者情報	×	○	○
ウ ごみ量	○ (種類別)	○ (種類別)	×
エ 取組 (事業所ごみ向け)	○ (自由記述)	○ (自由記述)	○ (自由記述。義務規定ごとに報告)
オ 取組 (消費者ごみ向け)	×	×	○ (自由記述。義務規定ごとに報告)
⑤指導	3 年に 1 回立入指導を実施	主に電話等で取組指導を実施	
⑥公表／事業者へのフィードバック	集計結果の公表及び事業者へのフィードバック無し		取組概況の集計結果を公表／事業者へのフィードバック無し

- ①報告対象者は、大規模制度が建築物ごとであるのに対し、特定食品制度及び 2 R 制度は事業者ごととしている。
- ③提出時期は、大規模制度が5 月末、特定食品制度及び 2 R 制度が6 月末と 1 箇月異なる。
- ④主な報告内容では、2 R 制度は条例で定める義務規定等の項目ごとに、事業所内での取組だけでなく、消費者向けのごみ減量等の取組の報告まで求めている一方で、ごみ量の報告は求めていない。
- ⑤事業者への指導は、大規模制度はおおよそ3 年に 1 回立入指導を実施している一方、特定食品制度及び 2 R 制度は、提出者 (ごみ処理及びその取組の責任者) が市外の本社に所在していることが多いため主としては電話等での取組指導を実施している。
- ⑥各事業者からの報告書の集計結果の公表は 2 R 制度のみ実施している。また、いずれの制度においても、立入指導等にしての個別事業者へのフィードバックまでは実施していない。

3 3つの事業者制度の報告状況

＜事業所ベースでの整理（令和4年度報告に基づく）＞



- 3制度の総事業所数は4,573件
- 3制度とも報告対象となっている事業所は222件（総数の4.9%）。具体的には、大規模スーパー、百貨店、ホテルなど。
- 2制度の報告対象となっている事業所は1,803件（総数の39.4%）で、特に特定食品制度と2R制度の対象となっている事業所が1,309件（総数の28.6%）と多い。具体的には、スーパーやコンビニなどの小売チェーン、飲食チェーンなど。また、大学は全てが2R制度及び大規模制度の対象となっている。宿泊業では、特定食品制度又は2R制度の対象は大規模事業所内にあるテナントも含めれば98%が大規模制度の対象となっている。
- 大規模制度で見ると、大規模制度のみの対象となっている事業所の割合が73.3%（ $=1968 \div 2684$ ）。
- 特定食品制度で見ると、特定食品制度のみの対象となっている事業所が0.5%（ $=8 \div 1548$ ）とごく僅か。
- 2R制度で見ると、2R制度のみの対象となっている事業所が22%（ $=572 \div 2588$ ）と少ない。

4 各事業者報告書制度の成果と課題まとめ

(1) 部会で確認した成果等

第2回部会、第3回部会での点検及び本資料で確認した成果や課題をまとめると以下のとおり

＜各制度の主な成果等＞

制 度	主な成果	主な課題
大規模	・事業所当たりの一般廃棄物量が、業者収集ごみ全体の減少率 13.5%を大きく上回って 27.9%減少するなど、事業ごみの減量※をけん引	・再生利用先の把握のほか、宿泊業、医療業、社会福祉・介護事業などの業種特性を踏まえた働きかけなど、取組の質の向上に向けた工夫が必要
特定食品	・事業所当たりの生ごみ廃棄量が、業者収集ごみにおける生ごみの減少率 20%を大きく上回って 37%減少※し、事業所から出る生ごみの発生抑制をけん引	・再生利用先の把握のほか、生ごみ再生利用率が低い飲食業、宿泊業などの業種特性を踏まえた働きかけなど、取組の質の向上に向けた工夫が必要
2 R	・取組の実施率は全般的に向上し、義務規定ではおおむね9割、努力義務規定ではおおむね8割を超えるなど、取組が定着	・事業者のごみ量把握による、取組の実施効果の確認 ・店頭回収など、一部実施率が低い取組については、取組の促進に向けた働きかけが必要
制度運用全般	・制度ごとに、目的に応じた働きかけを行うことで、ごみ減量及び分別・リサイクルの推進に寄与	・事業者へのフィードバックや制度間連携を通じた、より効果的な運用が必要 ・ごみに関する報告制度が3種あり、事業者にとって分かりにくい。 ・複数制度の対象となっている事業者が相当数おり、事業者負担の低減が必要

※ 平成28年度から令和4年度までの6年間の推移

(2) 事業者報告書制度の運用に係るその他課題

- ・ 3つの事業者報告書制度が対象や報告内容の違いから別々の運用となっており、制度における各取組が事業者に与えた影響の分析や、3制度の対象事業者の全体像の把握が困難な状況となっている。
- ・ 取組内容に関する報告は自由記述が中心であり、事業者の負担が生じやすい一方、行政として把握したい内容が把握し難くなっている。

5 今後の方向性

- (1) 事業者の取組の一層の促進に向けて、排出事業者のごみ減量及び分別・リサイクルの取組に係る指針を策定し、事業者報告書制度及び事業者指導の充実につなげていく。

指針は、現行の2Rの義務規定等を踏まえるとともに、「食品ロス削減の促進」「食品リサイクルの促進」「プラスチック対策の促進」「再生材の利用促進」などの課題の対策となるよう策定（一般廃棄物の発生量が多い主な業種については、業種別の指針策定についても検討）。

- (2) より効果的・効率的に、ごみ減量及び分別・リサイクルを進めることができるよう、これまでの成果と課題を踏まえ、事業者報告書制度対象の原則的な考え方に基づいて、最適な事業者報告書制度の枠組みについて検討する。
- (3) 報告結果の公表・フィードバックを通じて、事業者の取組意欲の増進を図る。
- (4) 事業者報告書制度の様式の改善等を通じて、事業者負担の軽減、効果的な情報把握等を進めていく。